

寝屋川市立市民会館指定管理者選定までの経過

1 指定管理者候補者として選定した団体等

(1) 施設の名称 寝屋川市立市民会館

(2) 団体の名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表取締役社長 橋本 鉄司

所在地 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地

(3) 期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

2 応募状況

(1) 説明会への参加数（令和2年7月20日実施）

法人等の種類				計
株式会社	共同事業体	一般財団法人	企業組合	
8	0	1	1	10

(2) 申請書の提出数（受付期間 令和2年8月7日～8月17日）

法人等の種類				計
株式会社	共同事業体	一般財団法人	企業組合	
2	1	0	0	3

(3) 申込団体

NO	団体名（申込順）	所在地
1	株式会社アステム	大阪市北区東天満二丁目7番12号
2	よしもと京阪ビルテクノサービス共同事業体 ・株式会社よしもとデベロップメンツ ・京阪ビルテクノサービス株式会社	大阪府中央区難波千日前11番6号
3	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

3 指定管理者選定委員会

(1) 選定委員会の構成（計5人）

ア	公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者	1人
イ	経営に関する知識を有する者	1人
ウ	学識経験を有する者	1人
エ	文化の向上に資する団体の構成員	1人
オ	市民活動部における部長	1人

(2) 開催経過

ア 第1回（令和2年9月16日）

委員長及び副委員長の選出、第1次審査（書類審査）の方法及び審査基準の決定、第2次審査の方法の検討

イ 第2回（令和2年9月30日）

第1次審査の結果確認、第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の方法及び審査基準の決定

ウ 第3回（令和2年10月21日）

第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民会館の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態と実績があること。
- b 運営方針及び運営計画が優れていること。
- c 維持管理に係る方針及び取組の提案が優れていること。
- d 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること。
- e 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること。
- f 個人情報保護及び情報公開の取組が適正であること。
- g 危機管理対策が適正であること。
- h 集客促進策が優れていること。
- i 自主事業計画が優れていること。
- j 経費縮減が図られていること。
- k 総合的に優れていること。

【管理運営の実績】

- 1 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の審査項目のうち、a・c・h～kの各項目については10点満点（合格最低点3点）、項目bについては20点満点（合格最低点6点）、d～gの各項目については5点満点（合格最低点1点）で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点とした。項目1は選定委

員会が承認した実績に関する評価結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 60 点（合計点の 6 割）とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a ～ k の審査を行った。

審査項目 1 については、『株式会社ケイミックスパブリックビジネスは、平成 28 年度から令和元年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 95%以上であること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 8 項目の評価が「○」であることから、総合評価を S とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	B	C
審 査 項 目	a	10	8.2	6.8	8.8
	b	20	17.0	16.4	14.8
	c	10	8.2	6.2	7.2
	d	5	4.6	4.6	4.0
	e	5	4.4	4.4	3.8
	f	5	4.4	4.6	4.6
	g	5	4.6	4.4	4.6
	h	10	8.8	6.8	9.2
	i	10	7.6	8.0	8.4
	j	10	7.8	7.0	9.0
	k	10	7.8	7.0	7.8
小 計		100	83.4	76.2	82.2
管理運営の実績	l	10	10	—	—
合 計			93.4	76.2	82.2

申請者全て、合計得点及び各項目の得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

また、第 1 次審査の得点は、第 2 次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

（ア） 審査基準

【審査項目】

- a 抱負・5年間のビジョンについて
- b 維持管理及びスタッフ体制について
- c 自主事業計画等について
- d 市民サービス向上の実現について
- e 指定期間5年間の収支について

（イ） 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、（ア）の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点は各項目を10点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を60点（合計点の6割）とした。

（ウ） 審査結果

	項目	配点	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	B	C
プレゼン テー ション	a	10	8.6	7.8	7.4
	b	10	8.6	8.0	7.8
	c	10	8.2	8.0	8.2
	d	10	8.4	8.0	7.8
	e	10	8.0	7.8	8.0
ヒアリング	a	10	8.4	7.8	7.6
	b	10	8.6	7.6	7.4
	c	10	8.2	7.8	7.2
	d	10	8.2	7.6	6.6
	e	10	7.8	7.6	8.4
合 計		100	83.0	78.0	76.4

(4) 選定結果

申請者全ての得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った結果、最も得点の高い株式会社ケイミックスパブリックビジネスを、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市立市民会館指定管理者の指定

寝屋川市は、選定委員会の選定結果を受け、株式会社ケイミックスパブリックビジネスを指定管理者の候補者として決定し、令和2年12月市議会において指定管理者の指定について議決を得て、令和2年12月21日付けで指定管理者の指定の告示を行った。